

# 国立西洋美術館を世界遺産に！！

## 「ル・コルビュジエの建築と都市計画」

The Architectural and Urban Work of Le Corbusier



【発行】 2009(平成21年)年11月 台東区世界遺産登録推進室 Tel.03-5246-1111.

### 第33回世界遺産委員会について



第33回世界遺産委員会・会場の様子(6/26)



セビリア

ユネスコの第33回世界遺産委員会が、6月22日から30日までの間、スペインのセビリアで開催されました。

国立西洋美術館を含む「ル・コルビュジエの建築と都市計画」の推薦案件は、6月27日、午後5時30分(日本時間)から審議が行われました。

審議の結果、「登録」に次ぐ2番目の「情報照会」で最終決定されました。

#### 吉住区長のコメント (H21年6月27日)

このたび、スペインのセビリアで開催中の第33回世界遺産委員会で、国立西洋美術館本館を含む「ル・コルビュジエの建築と都市計画」が、審議の結果、「情報照会」とする決定を受けました。これは、「記載延期」とするイコモス勧告から大きく前進するものであり、世界遺産登録に向け、新たな決意で臨む所存でございます。

今年の世界遺産委員会では、登録が実現しませんでした。次回の審議で確実に登録となるよう、今後も国や東京都などと協議し、より一層の連携を図りながら、最大限の努力を傾注してまいります。



## 世界遺産委員会での審議

「ル・コルビュジエの建築と都市計画」の審議は、2時間に及び、途中、今回の世界遺産委員会では初めてとなる投票が行われました。

投票は、登録するか否かの2点で決することになりましたが、その結果、登録に反対とする票が多数となったため、この時点で、今年の世界遺産登録は見送られることになりました。

その後、引き続き行われた審議では、審査機関である ICOMOS(※)の「記載延期」勧告から、一歩前進した「情報照会」とすることで決定されました。

※国際記念物遺跡会議（イコモス）のこと

## ※世界遺産委員会での決議区分

区分	内 容
1 登録 (記載)	世界遺産一覧表(リスト)に登録(記載)する。
2 情報照会	追加情報の提出が求められ、次回以降のユネスコ世界遺産委員会の審議に回すもの ※追加情報は審議を求める年の2月1日までにユネスコ世界遺産センターへ提出
3 記載延期	より綿密な調査や推薦書の本質的な改定が必要。推薦書の再提出後、再度、イコモスの審査を受ける。
4 不記載 決議	世界遺産一覧表(リスト)への登録(記載)にふさわしくない。当該物件の登録を再度推薦することは、例外的な場合を除き、認められない。

## 「ル・コルビュジエの建築と都市計画」に関する決議文(原文)



### **Decision: 33 COM 8B.19**

The World Heritage Committee,

1. Having examined Documents WHC-09/33.COM/8B and WHC-09/33.COM/INF.8B1,
2. Refers the nomination of **The Architectural and Urban Work of Le Corbusier, Argentina, Belgium, France, Germany, Japan, and Switzerland**, back to the States Parties in order to allow them to:
  - a) Strengthen the justification of the Outstanding Universal Value to demonstrate the influence of the works of Le Corbusier on the architecture of the 20th century and the Modern movement,
  - b) Improve the delineation of buffer zones in relation to topography and visual parameters, and provide adequate protection,
  - c) Put in place management systems and/or management plans to give greater guidance to owners and to draw local authorities and local communities into the management process;
3. Considers that a revised nomination need not include all 22 of the component parts currently proposed, however, inclusion of any additional component parts in the series would require a new nomination;
4. Invites the States Parties to strengthen cooperation in order to ensure appropriate protection and management of the property by focusing attention on the buildings and urban ensembles;
5. Encourages the States Parties to continue work on the global coordination mechanism between the sites associated with Le Corbusier, as being beneficial whether or not these sites are inscribed on the World Heritage List.

※ユネスコ世界遺産センターHP (<http://whc.unesco.org/en/sessions/33COM/>)より



### 決議文 要 旨

#### Refers 「情報照会」

- ・ 20世紀の建築及び近代(建築)運動について、ル・コルビュジエの作品の影響を明確にし、顕著な普遍的価値をより確実に証明すること
- ・ 資産の保護及び地形や景観の観点から考慮した緩衝地帯の改善すること
- ・ 地元側の管理体制への関与を導くための管理システム・計画を導入すること
- ・ 関係国による協力体制を強化すること